

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	テグシガルバ市内給水施設小水力発電導入計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	テグシガルバ市内給水施設小水力発電導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	952,000千円 H29, 1.31まで	H25, 3.18 テグシガルバで (同日)	日本側 加来至誠在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 アルトゥーロ・ヘラルド・コラーレス・アルバレス外務大臣	H25, 4.10 120号
ホンジュラス	デモクラシア橋補修計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	デモクラシア橋補修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	520,000千円 H29, 1.31まで	H25, 3.18 テグシガルバで (同日)	日本側 加来至誠在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 アルトゥーロ・ヘラルド・コラーレス・アルバレス外務大臣	H25, 4.10 121号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修正の内容	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	デモクラシア橋補修計画のための贈与に関する平成二十五年三月十八日付けの取極の修正に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「562,000千円」に改める。	H25.10.23 テグシガルバで (同日)	日本側 岡田憲治在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 ミレヤ・アグエロ・デ・コラーレス外務大臣	H25.11.11 334号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。